

宮崎県社会的養育推進計画（案）概要

こども家庭課

- 1 計画期間
令和 7 年度から令和11年度まで（5 年間）
- 2 計画の趣旨
こどもが権利の主体であるとの認識の下、養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益を実現するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を明示するもの。
- 3 基本理念
養育において保護や支援を必要とするこどもの最善の利益の実現
- 4 計画の主な内容
（別紙のとおり）

第 1 章	本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	・「家庭養育優先の原則」と「パーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）」の理念」に基づくケースマネジメントの徹底。 ・関係機関と連携した県民に対する里親制度の普及・啓発、里親登録、里親委託後の子育て支援の実施。 ・計画の進捗は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価し、明らかになった課題等について、適宜取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用。 ・本計画の改定にあたり、当事者であるこどもの意見を反映。																																		
第 2 章	当事者であるこどもの権利擁護の取組	現状・課題	こどもの意見聴取の取組として、児童相談所や施設は、面談等でこどもから意見を聞く機会を設けているが、こどもへのアンケートの結果、「自分の意見を伝える機会がない」との回答もあったため、こどもの権利擁護について理解を浸透させる必要がある。																																	
		具体的取組	意見表明等支援事業（児童相談所等から独立した立場の者がこどもの意見を聞く事業）の導入検討。																																	
		評価指標	意見表明等支援事業の実施（利用可能なこどもの割合） [R5：未実施 → R11：100%]																																	
第 3 章	市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組	現状・課題	子育て短期支援事業(ショートステイ等)において、受入可能な里親や施設などの社会資源が近傍にないという理由により、県全体として市町村の実施にばらつきがある。																																	
		具体的取組	委託先となり得る里親、ファミリーホームの開拓。																																	
		評価指標	子育て短期支援事業を委託している里親等 [R5：14箇所 → R11：58箇所]																																	
第 4 章	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	現状・課題	特定妊婦数は、令和 2 年 4 月現在で全国で8,327人。本県は令和 5 年 3 月現在で122人。																																	
		具体的取組	妊産婦等生活援助事業実施のため、母子生活支援施設等の活用を検討。																																	
		評価指標	妊産婦等生活援助事業の実施事業者 [R5：0箇所 → R11：1箇所]																																	
第 5 章	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	・国の策定要領に基づき算出。 ・人口減に伴い代替養育を必要とするこども数は減少傾向。 <table><tr><td></td><td>R7年度</td><td>R 8年度</td><td>R9年度</td><td>R10年度</td><td>R11年度</td></tr><tr><td>代替養育を必要とするこども数</td><td>386</td><td>378</td><td>370</td><td>361</td><td>353</td></tr><tr><td>3 歳未満</td><td>25</td><td>24</td><td>24</td><td>22</td><td>22</td></tr><tr><td>3 歳以上の就学前</td><td>71</td><td>69</td><td>68</td><td>67</td><td>65</td></tr><tr><td>学童期以降</td><td>290</td><td>285</td><td>278</td><td>272</td><td>266</td></tr></table>						R7年度	R 8年度	R9年度	R10年度	R11年度	代替養育を必要とするこども数	386	378	370	361	353	3 歳未満	25	24	24	22	22	3 歳以上の就学前	71	69	68	67	65	学童期以降	290	285	278	272	266
	R7年度	R 8年度	R9年度	R10年度	R11年度																															
代替養育を必要とするこども数	386	378	370	361	353																															
3 歳未満	25	24	24	22	22																															
3 歳以上の就学前	71	69	68	67	65																															
学童期以降	290	285	278	272	266																															

第6章	一時保護改革に向けた取組	現状・課題	一時保護したこどもについては、通学が困難。
		具体的取組	原籍校に通学できるよう県内全域に里親やファミリーホームを確保。
		評価指標	委託一時保護が可能な里親等 [R5：29箇所 → R11：39箇所]
第7章	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	現状・課題	家庭復帰等に向けた親子関係再構築を行う体制が未整備。
		具体的取組	各児童相談所に親子関係再構築支援員の配置を検討。
		評価指標	親子関係再構築支援員の配置 [R5：0箇所→ R11：全児相配置]
第8章	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	現状・課題	里親等委託率が低迷しており、受け皿となる里親を増やすことが必要。
		具体的取組	里親制度の普及啓発及びファミリーホーム設置の推進。
		評価指標	里親等委託率 [R5：11.5% → R11：38%] 養育里親登録数 [R5：147世帯 → R11：333世帯] 委託こども数 [R5：48人 → R11：135人]
第9章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	現状・課題	地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の多機能化等に向けた取組を進めることが必要。
		具体的取組	一時保護専用施設、児童家庭支援センター等の機能付加について、施設等と連携して取り組む。
		評価指標	一時保護専用施設 [R5：0箇所 → R11：3箇所]
第10章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	現状・課題	県内社会的養護経験者等に対する自立支援ニーズについては増加傾向。
		具体的取組	児童自立生活援助事業所を広域に設置し、安定的な生活の中長期的に確保した上で、安定した地域生活に移行できるよう支援する。
		評価指標	児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム） [R5：3箇所 → R11：7箇所]
第11章	児童相談所の強化等に向けた取組	現状・課題	児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度1,791件と前年度より減少したものの高止まりの傾向。
		具体的取組	国の新プランに基づき、スーパーバイザーを含む児童福祉司、児童心理司等を計画的に配置し、体制強化及び専門性の強化を図る。
		評価指標	第三者評価実施児童相談所 [R5：未実施 → R11：全児相実施]
第12章	障害児入所施設における支援	現状・課題	障害児入所施設において、できる限り良好な家庭的環境の下で養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化が課題。
		具体的取組	施設や地域の実情を踏まえた上で、「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等の整備に向けた検討を行う。